

消費者庁では、毎年5月を「消費者月間」と定めています。今年は「デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」をテーマに掲げ、啓発事業を集中的に実施しています。

昨今、社会のデジタル化が進み、SNSなどによる情報収集・発信、買い物など、私たちの生活は大変便利になりました。その一方で、SNSをきっかけにした副業・情報商材やマルチ取引による被害など、さまざまな消費者トラブルも発生しています。

被害に遭わないようにするには、デジタルサービスの仕組みや、そのリスクをよく理解すること、情報の正確さを見極める力を身につけることが必要です。

県消費生活センターでは、ツイッターやフェイスブック、LINEなどの公式SNSを開設し、消費者トラブルに関する注意喚起や啓発イベントなど、幅広い世代に役立つ情報をタイムリーに発信しています。ぜひフォローや友達登録をして、生活に必要な知識を蓄え、より豊かで安全安心な毎日を過ごしましょう。

商品やサービスの契約に関するトラブル、借金などの困りごと、心配なことがあれば、一人で悩まず、消費者ホットライン「188(いやや)」にすぐに電話しましょう。専門知識を持った相談員がトラブル解決のための支援を行います。また、スマートフォンやパソコンから、ウェブ上で相談することも可能です。いずれも相談は無料で、相談者の秘密は守られます。

ウェブ相談は、QRコードや、URLから。

<https://www.pref.yamagata.jp/021006/kurashi/shohi/shouhiseikatsucenter/maillsoudan.html>

